

【修正版】警報発表時および自然災害発生時における対応について

4月に「特別警報・暴風警報などの警報発令時および大地震発生時の児童の安全確保について」のお知らせを出しましたが、この度教育委員会から、気象庁が発表する防災気象情報の変更や近年の気象状況を踏まえ、気象警報発表時における臨時休業の基準に一部変更の連絡がありましたので、改めてお知らせをし、学校では次のように対応してまいります。4月からの変更点については、太字、下線部分になります。

■川崎市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「レベル4危険警報」発表の時■

◎「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」「降灰予報」、または大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮に関する「レベル4危険警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合

●当日一日を臨時休業（休校）とします。

●前日の時点で、上記警報の発表が見込まれ、登下校、教育活動などへの影響が

予想される場合は、臨時休業とし、前日に学校から連絡をします。

●天候が回復しても途中からの登校はありません。

◎午前6時の時点で警報が解除されていても市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社（JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）が計画運休を実施している場合

●当日一日を臨時休業とします。

◎児童の登校後に発表された場合

●授業を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。

●下校する時間に重なる恐れのある場合には、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講じます。

上記の警報が出ていなくても、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合には、学習途中で下校させるかどうか都度学校で判断し、情報配信メールにて連絡します。

◎午前6時の時点で上記以外の警報（「大雨警報」「大雪警報」）が発表された場合

●保護者の皆様が安全を確認した上で、登校させるかどうかを判断してください。

●授業時間が変更になった場合は、情報配信メールにて連絡いたします。

■地震発生時の児童の安全確保について■

◎臨時休業について

●川崎市内のいずれかの地域(川崎区とは限りません)に、震度5強以上の地震が発生した場合は、

すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業とします。

●発生時刻が登校時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業とします。

(登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。)

●発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。

また、休日明けの平日が夏季休業中や振替休日の時は、児童の学校での活動をすべて中止とします。

●施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

◎児童の下校について

●授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域(川崎区とは限りません)に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則となります。学校に来て、児童の引き取りをお願いします。

※児童引き取りの場合は、事前に登録している引き取り人に限ります。

■大規模な風水害などによる緊急避難場所開設に伴う学校の対応について■

●発表された警戒レベルにかかわらず①緊急避難場所が開設された。②実際に大規模避難などがあつた。③翌日からの教育活動が困難だと判断した。以上のすべてに該当する場合は、緊急避難場所が閉所され業務が終了した時刻が属する日とその翌日は臨時休業となります。

●緊急避難場所が開設されたことのみをもって、臨時休業とするものではありません。避難者が少なく、学校運営に支障がない場合は、学校は児童の安全には配慮して教育活動を行います。

●施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合もあります。

●いずれの場合も、メール配信でお知らせします。

■その他

●臨時休業日の遠足・修学旅行・自然教室・体験学習は原則として、延期・中止とします。

●臨時休業の場合は、わくわくプラザも休室になります。